



5. 臨時特例つなぎ資金

失業などに伴って既に住居を失い、その後の生活維持が困難な離職者に対して。その状況に応じて失業給付、住居確保給付金、生活保護等の公的な給付または公的な貸付による支援制度があります。しかし、こうした公的な給付・貸付などは、申請から資金の交付まで、若干の時間を要するため、その間の生活に困窮することがないよう、当面の生活費として貸付ける資金。

対象となる世帯

- 低所得世帯… ①原則、お住いの地域の生活困窮者自立支援制度実施機関における自立支援プランの作成に向けた相談が必要です。
- ②失業等給付、職業訓練受給給付金（求職者支援制度）、短期訓練給付金、住宅確保給付金等の公的給付または公的な貸付の申請が受理されていて、かつその給付・貸付などの開始までの生活に困窮している場合
- 連帯保証人… 不要

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	償還期限	貸付利子
臨時特例つなぎ資金	10万円以内	なし (公的給付・貸付の交付を受けたときから1カ月以内)	12カ月以内	無利子

必要な書類

内 容	対象者	書 類
公的給付・公的貸付を受けたことがわかる書類	借入申込者	公的給付制度または公的貸付制度の交付または申請が受理されていることを証明する書類
世帯の状況が明らかになる書類		世帯全員が記載されている住民票（本籍地記載）及び申込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード【表面のみ】等の写し）
世帯全員（成人）の所得がわかる書類		源泉徴収票、所得証明書（課税証明書）等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等 ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額がわかる書類
その他		・「振込口座通帳」の写し ・所定の「世帯支出内訳書」 ・所定の「借用書」

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

MEMO